

政 委 第 1 号
平成 21 年 1 月 7 日

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に
関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった
「独立行政法人の平成 19 事業年度における業務実績の評価結果について」
のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りま
とめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼
回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分
踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成20年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料1参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 農林水産省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における農林水産省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度における農林水産省独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約55.44億円、1,717件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で7ポイント、件数で21ポイント減少している。

また、農林水産省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、851件(41%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、農林水産省所管14法人(農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能

しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、農林水産省所管の14法人については、評価結果において、「随意契約ができる限度額を国の基準となるよう所要の規程の整備を行っていることは評価できる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、10法人については、表3-1のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約とならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
農林水産消費安全技術センター	・「独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<ul style="list-style-type: none"> ・同契約事務取扱規程及び「独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱要領」（平成13年4月1日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の基準（100万円以下）より高く設定している。
種苗管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人種苗管理センター契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
家畜改良センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
農業生物資源研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農業生物資源研究所契約事務実施規則」（平成18年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。 ・同契約事務実施規則において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。
農業環境技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農業環境技術研究所契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。
国際農林水産業研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程」（平成13年4月2日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<p>(10日)より短縮できるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同契約事務取扱規程において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準(250万円以下)を国の金額基準(100万円以下)より高く設定している。
森林総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人森林総合研究所契約事務取扱規程」(平成13年4月2日施行)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。
水産総合研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程」(平成13年4月1日施行)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。
農畜産業振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」(平成15年10月1日施行)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。 ・同契約事務細則において、随意契約の要件として「国、地方公共団体、その他の公法人又は公益法人与契約するとき」とあり、契約内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。
農業者年金基金	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農業者年金基金会計規程実施細則」(平成15年10月1日施行)において、随意契約の要件として「国、地方公共団体その他の公法人又は公益事業を目的とする法人との間で契約するとき」とあり、契約内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。

(注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。

2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、

- この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 予定価格の作成について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なものを記載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、農林水産省所管 14 法人については、評価結果において、「随意契約見直し計画を速やかに実施するなど見直しを一層促進することが望まれる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、6 法人については、表 3 - (2) - ①及び②のとおり、①当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況や、②当該法人における競争性のない随意契約の金額について、19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) - ① 随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成 19 年度内に取り組むこととしている事項
農業生物資源研究所 (平成 20 年 3 月を目途に作成予定)	・総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
水産総合研究センター (平成 20 年 3 月を目途に作成予定)	・総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成 19 年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

表 3 - (2) - ② 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額 18 年度→19 年度 (+増分)
農業・食品産業技術総合研究機構	68.22 億円→69.82 億円 (+1.60 億円)
農業環境技術研究所	7.87 億円→15.81 億円 (+7.94 億円)
国際農林水産業研究センター	2.35 億円→4.02 億円 (+1.67 億円)
森林総合研究所	18.74 億円→18.76 億円 (+0.02 億円)

(注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。

2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

【農業生物資源研究所】

- 本法人には、平成 19 年度末現在で関連公益法人が 1 法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っている。しかしながら、当該関連公益法人と研究業務の一部について業務委託契約がなされているにもかかわらず(発注額:約 9 億円、関連公益法人における事業収入に占める当法人の発注額割合:58.4%)、評価結果において、これに関連する評価指標は設定されているものの、関連公益法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、関連公益法人との契約について、競争

性・透明性の確保の観点から、当該関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性についての検証結果を評価結果において明らかにすべきである。

別表 農林水産省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数%/一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
農林水産消費安全技術センター	35 22.77	112 3.92	147 26.70	82 5.79	46 1.45	128 7.23	34(44%) /77件	0	
種苗管理センター	35 2.66	21 1.18	56 3.84	41 3.54	23 0.89	64 4.43	4(11%) /36件	0	
家畜改良センター	38 3.62	183 9.11	221 12.74	177 15.43	113 4.39	290 19.83	25(18%) /139件	0	
水産大学校	28 3.62	68 1.68	96 5.30	34 4.69	10 0.29	44 4.98	7(22%) /32件	0	
農業・食品産業技術総合研究機構	728 114.13	1,922 68.22	2,650 182.35	1,304 138.53	1,307 69.82	2,611 208.35	434(52%) /838件	12	○
農業生物資源研究所	52 30.10	543 37.64	595 67.75	176 23.83	378 37.11	554 60.94	82(56%) /146件	1	○
農業環境技術研究所	9 2.15	184 7.87	193 10.01	48 12.31	249 15.81	297 28.12	26(57%) /46件	0	
国際農林水産業研究センター	16 1.22	97 2.35	113 3.57	54 3.47	73 4.02	127 7.48	18(38%) /47件	0	
森林総合研究所	36 9.00	485 18.74	521 27.74	100 11.72	374 18.76	474 30.47	44(50%) /88件	1	○
水産総合研究センター	153 18.72	1,033 70.11	1,186 88.83	438 84.25	436 18.41	874 102.66	116(36%) /324件	0	
農畜産業振興機構	73 57.59	59 7.60	132 65.20	90 117.72	35 6.19	125 123.91	14(26%) /53件	27	
農業者年金基金	14 1.32	33 5.80	47 7.12	14 1.48	20 4.68	34 6.16	4(31%) /13件	0	
農林漁業信用基金	2 0.06	9 0.32	11 0.38	9 0.52	13 0.86	22 1.38	1(14%) /7件	0	
緑資源機構	526 285.15	103 6.10	629 291.25	269 207.58	58 2.52	327 210.10	42(18%) /238件	1	
合計 (農林水産省)	1,745 (26%)	4,852 (74%)	6,597 (100%)	2,836 (47%)	3,135 (53%)	5,971 (100%)	851(41%) /2,084件		
	552.11 (70%)	240.64 (30%)	792.78 (100%)	630.86 (77%)	185.20 (23%)	816.04 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) /24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。